

医心 伝心

診療報酬改定と
内科系診療所の悲しみ

富山県医師会副会長 堀地 肇

この会報が先生方のお手元に届く頃には、6月1日からの診療報酬改定の煩雑さにも少し慣れた頃ではないかと思います。今回の診療報酬改定は医療機関にとって大変厳しいものでした。物価と人件費が高騰する中で診療報酬は実質的に大きなマイナス改定でした。総務省が発表した2023年の物価上昇率は3.1%、政府経済見通しによる2024年度の物価上昇率は2.5%と推定されています。合わせた2年間の物価上昇率は5.6%と推測されます。今回は診療報酬本体が名目上0.88%のプラス改定とされていますが、改定は2年に一度のため、2023年・2024年の2年間の物価上昇を勘案すればマイナス4.72%に相当すると考えています。とうとう物価と人件費が上昇することが普通の時代になってきました。今後エネルギー関連の補助金も打ち切られる予定ですので、国民と医療機関は物価だけでなく光熱費の上昇にも今まで以上に苦しめられることになります。数十年前は「狂乱物価」なんて言葉もありました。まさかその言葉が蘇ってくるとは思っていませんでした。

発熱外来、予防接種、在宅医療、学校保健、産業医学、検診など多くの場面で政府や行政に協力してきた内科系診療所は、今回徹底的に目の敵にされました。財務省の機動的調査において、内科系法人診療所の利益率が高いとの結果を理由に、財政制度等審議会から診療報酬の引き下げを強く求められていました。多くの内科系診療所はコロナウイルス感染症対応やワクチン接種などで、一時的に収入は伸びたかも知れません。ただ、それは国民の健康危機に際して、社会と政府の要請に従い、必死の思いで発熱外来や予防接種のために働いた結果です。まさか後から「働きすぎ・稼ぎすぎの分を返せ」と政府から糾弾されるとは。たいへん残念で悲しいことです。そのような中で内科系診療所をターゲットにした生活習慣病のマイナス0.25%は鈴木財務大臣と武見厚労大臣の折衝を経て岸田総理大臣が決定した政府の意思でしょう。中医協はこの政治的な決定を実現するための

技術的な調整の道具に過ぎないとも言えます。

m3に2月6日掲載の眞鍋厚労省医療課長の対談において『「短冊」では、確かに「特定疾患療養管理料」から3疾患を除外する案を提出させていただきました。そこに関しては2回の「短冊」に関する議論で、除外すること自体に異論は出ませんでした。明後日（2月7日）の中医協総会でも、多くの議論はないと思っています。』と答えています。

日本医師会からの中医協委員は整形外科診療所2名、老健等を持つ法人1名となっています。中医協でも「異論・多くの議論」さえないとは。会員の中でも数が多いはずの内科系診療所ですが、その実情と努力が日本医師会にもあまり理解されていないと感じ残念な思いです。

もう一つの経済的な懸念は、少子化対策の費用である「子ども・子育て支援金」の徴収が公的医療保険に上乗せとなったことです。社会保険の負担も限界に近くなっている中で、医療保険で少子化対策費用を負担することにより、今後の医療費の増加をさらに抑制しなければならないでしょう。さらに岸田総理大臣は社会保障改革によって国民に実質的な負担は生じさせないとまで言っています。少子化対策の費用の多くを社会保障費、特に医療費の抑制で捻出しようとの思惑なのでしょう。少子化対策は今や社会にとっての最重要課題であることは当然だと思います。しかし、その費用を医療費の抑制によって捻出し、医療保険の上乗せによって徴収することは、これからの医療にとってたいへんな重荷になるでしょう。

2025年には参議院選挙があります。日本医師会では組織内候補として常任理事の釜菴 敏先生を候補にすると決めました。コロナ対策などでもたいへん活躍され、医療の広い分野に詳しい素晴らしい候補だと思います。ただ、当選すれば組織内の国会議員が二人とも小児科医になります。子ども対策ばかりが優先され、他の世代の医療が置き去りにならないように願っています。